

令和2年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年11月10日(火) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (1人) 6番橋端哲美

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## (令和2年第11回11月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番荻沢功君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で定足数に達しておりますので、これより令和2年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には4番工藤勉君、並びに、7番谷地村久人君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 整理番号2の33号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。 今回は使用貸借権が4件、賃貸借権が7件で11件の利用権設定になっております。 整理番号2の33号について説明いたします。 令和2年10月26日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 今回の案件は、7ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。 その結果、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、3ページ議案書記載のとおりです。 また、設定期間5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。 4ページは新郷村長からの協議文書、5ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写

	<p>し、6ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、7ページに農用地利用集積計画の写し、8ページに位置図、9ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の33号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。</p>
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第25号、整理番号2の33、受付番号33号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が以前より遠方に住んでいるため、自ら耕作できない状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の33号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の33号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の34号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の34号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、14ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、10ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>11ページは新郷村長からの協議文書、12ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、13ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し14ページに農用地利用集積計画の写し、15ページに位置図、16ページに現況写真</p>

	<p>を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の34号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
下村 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の34、受付番号34号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が農業経験が少ない事で、耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の34号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の34号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の35号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>17ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の35号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、21ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、17ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>18ページは、新郷村長からの協議文書、19ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し20ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、21ページに農用地利用集積計画の写し22ページに位置図、23ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の35号の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の35、受付番号35号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の35号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の35号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第26号、整理番号2の36号について審議に付します。</p> <p>整理番号2の36号については、2番長井委員が利害関係人となっている事案ですので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで2番橋端委員は退室してください。</p>
	(長井委員、退室)
議長	<p>それでは議案第26号、整理番号2の36号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>24ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の36号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を集められているものです。</p> <p>今回の案件も、28ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、24ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>25ページは、新郷村長からの協議文書、26ページは農用地利用集積計画公告一覧表</p>

	<p>の写し 27 ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、28 ページに農用地利用集積計画の写し、29 ページに位置図、30 ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 2 の 36 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 3 番下村委員から報告を求めます。</p>
下村 委員	<p>議案第 26 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 26 号、整理番号 2 の 36 、受付番号 36 号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 26 号、整理番号 2 の 36 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 2 の 36 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番長井委員を入室させてください。</p>
	(長井委員入室、着席)
議長	<p>次に、議案第 26 号、整理番号 2 の 37 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>31 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 2 の 37 号について説明いたします。</p> <p>令和 2 年 10 月 26 日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、35 ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、31 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p>

	<p>32ページは、新郷村長からの協議文書、33ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し34ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し35ページに農用地利用集積計画の写し、36ページに位置図、37ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の37号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。</p>
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の37、受付番号37号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の37号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の37号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の38号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>38ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の38号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、42ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、38ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>39ページは、新郷村長からの協議文書、40ページは農用地利用集積計画公告一覧表</p>

	<p>の写し、41ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、42ページに農用地利用集積計画の写し、43ページに位置図、44ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の38号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
下村 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の38、受付番号38号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないことで耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の38号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の38号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の39号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の39号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、49ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、45ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>46ページは、新郷村長からの協議文書、47ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、48ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の</p>

	<p>写し、49ページに農用地利用集積計画の写し、50ページに位置図、51ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の39号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。</p>
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の39、受付番号39号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の労働力不足により耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の39号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の39号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の40号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>52ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の40号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、56ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、52ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>53ページは、新郷村長からの協議文書、54ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し55ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、56ページに農用地利用集積計画の写し、57ページに位置図、58ページに現況</p>

	<p>写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の40号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
下村 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の40、受付番号40号の申請地は田です。</p> <p>申請地は、所有者の労働力不足により耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の40号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の40号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の41号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>59ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の41号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、63ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、59ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>60ページは、新郷村長からの協議文書、61ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し62ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、63ページに農用地利用集積計画の写し、64ページに位置図、65ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p>

	以上、整理番号2の41号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の41、受付番号41号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため耕作が困難な状況にあり、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の41号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の41号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第26号、整理番号2の42号について審議に付します。</p> <p>整理番号2の42号及び2の43号については、7番谷地村委員が利害関係人となっている事案ですので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで7番谷地村委員は退室してください。</p>
	(谷地村委員、退室)
議長	<p>それでは議案第26号、整理番号2の42号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>66ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の42号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付け新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、70ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、66ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p>

	<p>67ページは、新郷村長からの協議文書、68ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し69ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、70ページに農用地利用集積計画の写し71ページに位置図72ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の42号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
下村 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の42、受付番号42号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため耕作が困難な状況にあり、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、借り受け人は以前より、申請地付近を借りている経緯もあることで利用効率及び耕作放棄地防止を考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の42号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の42号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号、整理番号2の43号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>73ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の43号について説明いたします。</p> <p>令和2年10月26日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、77ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、73ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p>

	<p>74ページは、新郷村長からの協議文書、75ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、76ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、77ページに農用地利用集積計画の写し、78ページに位置図、79ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の43号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。</p>
田守 委員	<p>議案第26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第26号、整理番号2の43、受付番号43号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が村外に住んでいることや、農業経験が少ないと耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、借り受け人は以前より、申請地付近を借りている経緯もあることで利用効率及び耕作放棄地防止から考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号、整理番号2の43号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の43号は原案のとおり決定しました。</p> <p>7番谷地村委員を入室させてください。</p>
	(谷地村委員入室、着席)
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和2年第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者